

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多可町長

市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)	
地域名 (地域内農業集落名)	中区 (安坂集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月10日 (第6回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状: ほ場整備された農業振興地域と旧線路東の未整備ほ場からなる約21.4haの農地がある。水稻を栽培している農業者は12名で、このうち9名が酒米山田錦、10名が丹波黒大豆に取り組んでいる。平均年齢は約70歳で、60歳以下の後継者のいる農家は5戸である。集落戸数は200以上あるが農家戸数は約17%である。水稻は自己完結が5戸、黒大豆は8戸で脱粒機の共同利用をしている。後継者のいる農家が5戸あるが、日々の作業に取り組む者は1名である。

課題: 後継者が少なく、人材の育成と受け皿となる集落営農組織の法人化が必要である。さらに、隣接集落と連携を図り、広域営農組織による担い手の確保が必要である。

【基礎データ】

- ・農家軒数 87軒(うち認定農業者1名、集落営農1組織)
- ・主な作物 水稻(うるち米、酒造好適米)、黒大豆、一般野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

高単価で安定している酒米山田錦の生産安定(特に特別栽培)と経費削減を図ることにより利益を高める。また、販路が確定している丹波黒大豆の収量向上を進める。さらに、水稻後ほ場での冬野菜に取り組み、1～4月の閑散期における農家の収益確保を図る。

集落営農の法人化により地域農業を支える経営体を育成・確保し、さらに近隣集落と連携を図りながら広域的な担い手の確保に取り組む。

非農家も含めた地域住民による水路掃除を年1回実施し、地域全体で守る体制作りを引き続き構築する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・認定農業者、農経者のいる農家及び集落営農組織の3つに集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・集落営農組織が法人化できた時点で、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・すでに基盤整備はできているが、多面的機能支払交付金を活用し水路等農業用施設の管理・修繕を適宜実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・集落営農組織の法人化により、年間雇用営農体系を構築し、地域農業を支える経営体を育成・確保する。さらに、隣接集落と連携を図り、広域営農組織による担い手の確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
・育苗、防除や乾燥調製で適期作業ができるようにJAみのり等の農作業委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①多面的機能支払交付金等を活用した鹿柵の保全管理
 ②JAみのりと連携、環境保全型農業直接支払交付金を活用した山田錦特別栽培
 ④山田錦の輸出向対応
 ③⑦多面的機能支払交付金を活用して草刈りや水路掃除等を実施。ため池法面の草刈りは危険防止と省力化のためラジコン草刈り機等を積極的に活用。